

避難について確認しておきましょう

1. 避難する場所の種類

一時（いっとき）集合場所

避難場所（広域）や避難所に避難する前に、近隣の避難者が一時に集まり、様子をみたり、安否確認をする場所です。町会・自治会ごとに定められています。

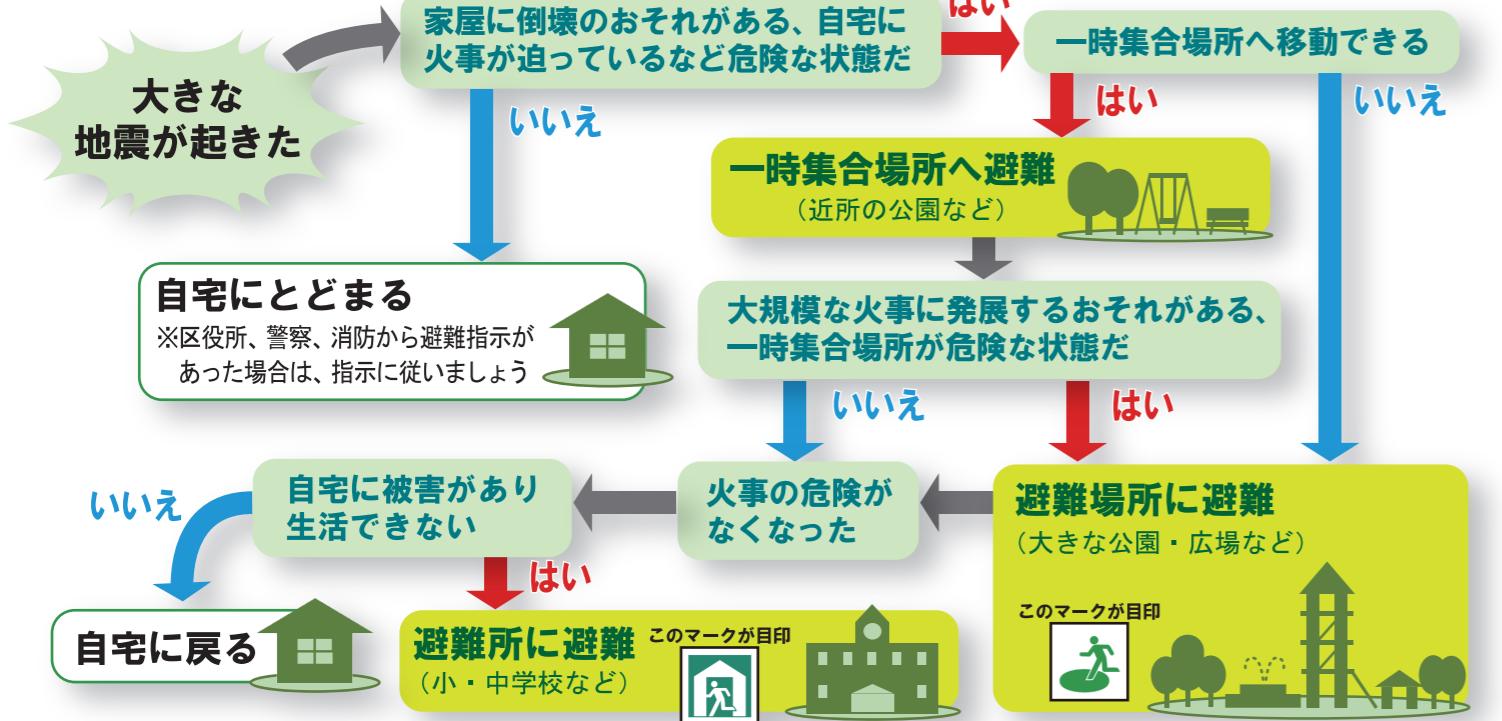
避難場所（広域）

地震発生時に、延焼火災の危険から身を守るために避難するオープンスペースです。大きな公園や広場などが指定されています。

避難所

災害時に家屋の倒壊等により、自宅での生活継続ができなくなった方が一時に生活する場所です。新宿区には区立小中学校など51か所（平成31年2月現在）があります。

2. 避難行動の流れ



避難場所（広域）の指定見直し 東京都は、平成30年6月に避難場所（広域）の指定を見直しました。

新宿区内の主な変更点

1	面積が拡大された避難場所（広域）	『哲学堂公園一帯』 目白大学を拡大 ⇒「避難地区」上落合3丁目、中井1・2丁目、中落合3・4丁目、西落合1・2・3・4丁目
2	地区割当が変わった避難場所	『おとめ山公園地区一帯』 避難距離短縮のため『学習院大学』から下落合3丁目を編入 ⇒「避難地区」下落合1・2・3・4丁目、中落合2丁目

【問い合わせ】新宿区危機管理課危機管理係 TEL:5273-4592

東京都都市整備局防災都市づくり課（防災調査担当）TEL:5320-5123 ホームページ：<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

あなたのまちの地域危険度

地域危険度とは、特定の地震を想定するのではなく、すべての町丁目において同じ強さの地震が発生した場合の危険性を都内5,177町丁目ごとに測定し、5つのランクで相対的に評価したもので

1. 建物倒壊危険度

地震の揺れによる建物の倒壊や傾きの危険性を示したもので、構造や建築年代といった建物特性や地盤特性により測定しています。

2. 火災危険度

地震時に発生した火災の延焼による危険性を示したもので、出火の危険性や延焼の危険性を基に測定しています。

3. 災害時活動困難度

災害時における避難や消火・救助活動の困難さを示しています。地域の道路の多さや道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価しています。

4. 総合危険度

「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「災害時活動困難度」を一つの指標にまとめたものです。

【問い合わせ】東京都都市整備局防災都市づくり課（防災計画担当）TEL:5320-5003 ホームページ：<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>



災害に備えて

地震発生時、大切な命を守るために、建物の耐震化と室内の安全確保が重要となります。そのためには、日頃から様々な備えをしておくことが大切です。

建築物等耐震化支援事業のご案内

木造建築物への支援

対象建築物 昭和56年5月以前に建築されたもの
木造2階建て以下
専用住宅・共同住宅・店舗等併用住宅（全体の1/2以上が住宅であるもの）

- 詳細耐震診断技術者派遣（無料）
詳細な耐震診断を行う建築士を無料で派遣します。耐震に関する相談にも応じます。
- 「補強設計」への助成
「詳細耐震診断」の結果、耐震補強が必要となり、補強設計を行う場合、費用の一部を助成します。
- 「耐震改修工事」への助成
「補強設計」に基づき、上部構造評点1.0以上となるように耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。
- 簡易耐震改修工事、耐震シェルター・耐震ベッド設置への助成
 - 上部構造評点0.7～1.0未満となるように簡易耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。
 - 安価で信頼できる「耐震シェルター」及び「耐震ベッド」の設置を行う場合、費用の一部を助成します。

非木造建築物への支援

対象建築物 昭和56年5月以前に建築されたもの
木造以外のもの（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造）
住宅、共同住宅（住宅の用に供する床面積の合計が延べ面積の1/2を超えるもの）
緊急輸送道路沿道の建築物及び特定建築物

- 耐震アドバイザー派遣・簡易診断（無料）
非木造の建築物に対して専門家を派遣し、簡易耐震診断、耐震診断・補強設計の必要性や合意形成のアドバイスを行います。
- 「耐震診断」・「補強設計」への助成
耐震診断及び補強設計を行う場合、費用の一部を助成します。
- 「耐震改修工事」への助成
「補強設計」に基づき、構造耐震指標0.6以上となるように耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。

ロック塀の除去等への支援

一般の交通の用に供する道に沿って設けられた、安全性の確認できないコンクリートブロック塀等の除去や除去後のフェンス等の新設を行う場合、費用の一部を助成します。

【問い合わせ】防災都市づくり課 TEL:5273-3829

家具類転倒防止器具取付事業のご案内

ご自宅に伺って設置場所に適した家具転倒防止器具取付けについての調査を行い、後日取付けを行います。施工は、区から委託された業者が実施します。

対象者 新宿区内在住の方（住宅部分に限る）

対象家具 タンス、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ
(区指定器具での取付けが可能な家具に限る)

費用

- 器具は利用者負担です。取付け業者から購入するか、ご自身で準備してください。
- 補助工事が必要な場合の費用は利用者負担です。
- 事前調査費と取付け費は、区が負担します。取付け点数の制限はありません。
- 次の方は器具5点までが無料になります。（無料は1回のみ）
①災害時要援護者名簿登録者（詳細は、右欄をご覧ください。）
②生活保護受給世帯（保護受給証明書が必要です。）

【問い合わせ】危機管理課危機管理係 TEL:5273-4592

災害時要援護者名簿登録のご案内

区では、災害時の避難等に支援を必要とする方（災害時要援護者）を事前に把握するため、ご本人からの申し出により「災害時要援護者名簿」を作成しています。

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配付し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用いたします。なお、この名簿登録者から優先的に救出するというものではありません。

【問い合わせ】危機管理課危機管理係 TEL:5273-4592
地域福祉課福祉計画係 TEL:5273-3517

防災用品あっせん事業のご案内

災害発生時でも、自宅での生活が継続できるよう、水や食料は、事前に最低3日分、できれば1週間分の備蓄をしましょう。以下の物品は、最低限備えておくべき物の例です。それぞれの事情に合わせて、あなたにとって必要な物品を備蓄するようにしましょう。

区では、区内の一般家庭と事業所を対象に、防災用品や消火器・薬剤の詰め替えのあっせんを行っています。

水・食料の備え

- 水（1人1日3L目安）
- レトルト食品
- 缶詰



生活用品の備え

- ビニール袋
- ウェットティッシュ
- 救急箱



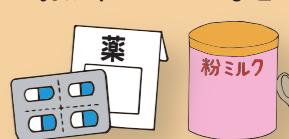
ライフライン停止への備え

- 懐中電灯
- ラジオ
- 簡易トイレ



家庭に応じた備え

- 常備の薬や医療用品
- 粉ミルク
- おかゆ



【問い合わせ】危機管理課地域防災係 TEL:5273-3874
発行／新宿区危機管理担当部危機管理課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
TEL:5273-4592 FAX:3209-4069 ホームページ：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

平成31年2月発行
印刷物作成番号 2018-7-2401